

読谷村

令和6年度障がい者（児）自立支援給付費等
支給決定基準

読谷村

令和6年3月29日 副村長決裁

目次

第1	はじめに	4
1	目的	4
2	支給決定基準の視点	4
3	支給決定基準として定めるもの	4
(1)	自立支援給付費	4
(2)	障害児通所給付費等	5
(3)	地域生活支援事業	5
第2	支給決定についての基本的な考え方	5
1	支給決定に係る基本的事項について	5
2	サービス等利用計画（案）書及び障害児支援利用計画（案）書について	5
(1)	全般的事項	5
(2)	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	6
(3)	日中活動系サービス	6
(4)	居住系サービス	6
(5)	地域相談支援	6
3	介護保険対象者について	7
第3	自立支援給付費等の概要	8
1	介護給付費について	8
(1)	介護給付費の種類とサービス内容等	8
(2)	支給決定期間	13
(3)	支給量の算定基準（訪問系）	14
(4)	支給量の算定基準（日中活動系・施設系）	16
2	訓練等給付費について	17
(1)	訓練等給付費の種類とサービス内容等	17
(2)	支給決定期間	18
(3)	支給量の算定基準	18
3	障害児通所給付費等について	21
(1)	障害児通所支援の種類とサービス内容等	21
(2)	支給決定期間	21
(3)	支給量の算定基準（児童発達支援（居宅訪問型含む）・放課後等デイサービス）	22
(4)	支給量の算定基準（保育所等訪問支援）	24
第4	計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費について	24

1	支給対象者	24
2	計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給期間	24
3	継続サービス利用支援（モニタリング）	24
第5	地域相談支援給付費について	26
1	地域相談支援給付費の種類とサービス内容等	26
2	支給決定期間.....	26
第6	地域生活支援事業（移動支援事業・日中一時支援事業）について.....	27
1	地域生活支援事業の種類とサービス内容等.....	27
(1)	移動支援事業.....	27
ア	内容.....	27
イ	対象者	27
ウ	支給決定期間	27
エ	支給量の算定基準.....	27
エ	移動支援事業の対象とならない外出.....	28
(2)	日中一時支援事業.....	28
ア	内容.....	28
イ	対象者	28
ウ	支給決定期間	28
エ	支給量の算定基準.....	29
第6	自立支援給付費等の支給決定について.....	29
1	支給量の算定基準を超えない支給決定について	29
2	支給量の算定基準を超える支給決定について	29

第1 はじめに

1 目的

この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成 17 年法律第 123 号。以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援給付（ただし、本基準では自立支援医療費及び補装具給付費については対象外とする）及び地域生活支援事業（移動支援事業・日中一時支援事業に限る）並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）に基づく障害児通所給付費等¹（以下、「自立支援給付費等」という。）の支給決定事務等に対し、厚生労働省通知「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」及び「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に定める事項の他、支給の要否や支給量の決定、各サービスとの併給関係等について整理し、自立支援給付費等の支給決定事務を公平かつ適正に執行することを目的に当該通知に基づき定めるものとする。

2 支給決定基準の視点

本基準では、障害者総合支援法第 22 条に基づく介護給付費等の支給の要否の決定、児童福祉法第 21 条の 5 の 7 に基づく障害児通所給付費等の支給の要否の決定、地域生活支援事業（移動支援事業・日中一時支援事業）の支給の要否の決定等を、本村の実情等を勘案して必要な事項を定める。

3 支給決定基準として定めるもの

次の各号に掲げる自立支援給付費等の支給決定にあたっての基本的な考え方及び支給決定の方法、支給決定基準、各種サービスとの併用関係について定めるものとする。

(1) 自立支援給付費

ア （特例）介護給付費

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、施設入所支援

イ （特例）訓練等給付

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助

ウ （特例）地域相談支援給付費

地域移行支援、地域定着支援

エ （特例）計画相談支援給付費

計画相談支援

¹ 障害児通所給付費等…（特例）障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、（特例）障害児相談支援給付費のこと

(2) 障害児通所給付費等

ア (特例) 障害児通所給付費

児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

イ (特例) 障害児相談支援給付費

障害児相談支援

(3) 地域生活支援事業

ア 移動支援事業、日中一時支援事業

第2 支給決定についての基本的な考え方

1 支給決定に係る基本的事項について

自立支援給付費等の支給決定を行うにあたって、以下の事項を基本的事項として支給決定を行うこととする。

(1) 支給決定は、障害者総合支援法その他の関連規定等、児童福祉法その他の関連規定等、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣通知、本基準等に基づいて行うものとする。

(2) 支給決定に際して勘案すべき事項は、障害者総合支援法第22条及び障害者総合支援法施行規則第12条並びに児童福祉法第21条の5の7及び児童福祉法施行規則第18条の10で示された事項を基本とする。また、自立支援給付費等の支給決定はサービスの利用見込みがある場合を原則とし、障害種別や障害程度によりどのような支援を要するのか等を十分に勘案するものとする。

2 サービス等利用計画(案)書及び障害児支援利用計画(案)書について

サービス等利用計画(案)書及び障害児支援利用計画(案)書を作成する際には、以下に定める事項を勘案して作成しなければならないものとする。²

(1) 全般的事項

ア サービス内容において、目的が同様であるサービスの併給は原則不可であること。

イ 同一時間帯における複数サービスの利用は原則不可であること。

² ※計画相談支援及び障害児相談支援の利用対象者について

原則として、障害福祉サービス及び地域相談支援並びに障害児通所支援を利用する障がい者等を対象とする。

(2) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

ア 居宅介護における1回あたりの利用標準時間は、身体介護3時間、家事援助1.5時間、通院等介助（身体介護を伴う場合）3時間及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）1.5時間とする。

※ただし、認定を受けている障害支援区分や対象者の生活の実態等を勘案し、個別に必要な利用時間を設定できるものとする。その際、算定根拠をサービス等利用計画に記載することを必須とする。

イ 支給量の計算にあたっては、対象者の障害支援区分及び他サービスの利用状況等に応じ、第3の1の(3)を基準とする。

ウ 児童の家事援助は、家族（主たる介護者）が疾病等により家事が困難な場合とする。

(3) 日中活動系サービス

ア 同一時間の他サービスの利用は、不可とする。

イ 同一日に、複数の日中活動系サービスを利用することは不可とする。

ウ 日中活動系サービスを複数利用することがより効果的である場合など、併給することについて合理的な理由がある場合については、サービス等利用計画に位置づけるものとする。

エ 月5週として支給量を計算するが、各月の日数から8日を控除した日数を限度とする。

(4) 居住系サービス

ア 毎日利用することを原則とする。

イ 短期入所の併用は原則不可とする。

ウ 居住系サービス間での併給は原則不可とする。しかし、共同生活援助の体験利用を希望する場合においては、他の居住系サービスとの併給を可とする。（ただし、療養介護は除く。）

(5) 地域相談支援

ア 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所、精神科病院に入院している者等につき、地域生活への移行に支援が必要な者に支給決定する。

イ 地域定着支援

単身等で緊急時の支援が見込めない状況にあり、支援が必要な者に支給決定する。

3 介護保険対象者について

介護保険対象者の自立支援給付及び地域生活支援事業の支給決定について、障害者総合支援法施行令第2条の規定に基づき、介護保険法の規定による介護給付、予防給付及び市町村特別給付等を優先することとし、また、以下場合は下記に定める通りの取扱いとする。

- (1) 障害福祉サービスを利用している者が、介護保険による内容が酷似しているサービスを利用することとなった場合、当該障害福祉サービスの利用は、誕生日が月の初日の場合は当該誕生日の前月まで、誕生日が2日以降の場合は、誕生日の属する月までとする。
- (2) 介護保険等に相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスと認められるもの（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援）については、支援の必要性に応じて自立支援給付費等を支給する。
- (3) 介護保険サービス対象者については、介護保険によるケアプランをもってサービス等利用計画として位置付けることを基本とする。
- (4) 支給決定に際し、介護保険等から給付を受けられる部分については支給量から除外することとする。
- (5) 障がい固有の事由により介護保険等の限度額を超える分について、基準の範囲内において自立支援給付費等を支給する。
- (6) 介護保険等によるサービスより障害福祉サービスの方が本人の自立を支援すると読谷村が認める場合は、自立支援給付費等を支給する。
- (7) 介護保険対象者であるが要介護認定を受けていない等の場合は、申請勧奨するものとする。

第3 自立支援給付費等の概要

1 介護給付費について

(1) 介護給付費の種類とサービス内容等

介護給付費の各障害福祉サービスの種類、サービス内容等は下記の通りである。

サービスの種類	サービスの内容	対象者等	
		対象者	障害支援区分との関係
居宅介護 ○身体介護中心	入浴、排泄又は食事の介護など身体介護を中心としたサービス	障がい者又は障がい児	障害支援区分が区分1以上である者
居宅介護 ○通院等 介助(身体介護を伴う場合)中心	通院等介助(通院等又は官公署への移動のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診の手続き、移動等の介助)が中心であるサービスで身体介護を伴うもの	障がい者又は障がい児	(1)かつ(2)の心身の状態にある利用者 (1)障害支援区分が区分2以上である者 (2)次の認定調査項目について、いずれか1つに認定されていること。 (一)歩行:「全面的な支援が必要」 (二)移乗:「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 (三)移動:同上 (四)排尿:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 (五)排便:同上
居宅介護 ○家事援助中心	調理、掃除、洗濯など家事の援助を中心としたサービス	障がい者又は障がい児	障害支援区分が区分1以上に該当する者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族もしくは親族と同居している利用者であって、当該家族等の障がい、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者
居宅介護 ○通院等 介助(身体介護を伴わない場合)中心	通院等介助(通院等又は官公署への移動のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診の手続き、移動等の介助)が中心であるサービスで身体介護を伴わないもの	障がい者又は障がい児	障害支援区分が区分1以上である者
居宅介護 ○通院等 乗降介助 中心	通院等又は官公署への移動のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて乗車前、若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診の手続き、移動等の介助	障がい者又は障がい児	障害支援区分が区分1以上である者
重度訪問 介護	居宅における入浴、排泄又は食事の介護、相談・助言など生活全般にわたる援助、外出時の支援までを行う総合的なサービス	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者もしくは精神障がい者であって、常時介護を有する障がい者	障害支援区分が区分4以上であって下記のいずれかに該当する者 (1)二肢以上に麻痺があり次の認定調査項目について、いずれも支援不要以外と認定されていること。「歩行」「移乗」「排尿」「排便」 (2)認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上である者
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援	視覚障がい者	【身体介護を伴わない場合】 同行援護アセスメント票において、「視力障害」「視野障がい」「夜盲」のいずれかが1点以上、かつ、移動障害の点数が1点以上である者 【身体介護を伴う場合】 同上的アセスメント票に該当し、居宅介護の通院等介助(身体介護を伴う場合)に該

サービスの種類	サービスの内容	対象者等	
		対象者	障害支援区分との関係
行動援護	行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動の支援	知的障害者又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障がい者又は障がい児であって常時介護を要する者	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上である者 (表1参照)
重度障害者等包括支援	居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援	常時介護を要する重度の障がい者又は障がい児であってその介護の程度が著しく高い者	障害支援区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって以下に掲げる者 (1)四肢すべてに麻痺があり、かつ、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者 ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 (2)、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上である者<強度行動障害>(表1参照)
短期入所	入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設その他機関への短期間の入所を必要とする障がい者	障害支援区分が区分1以上である者
		居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設その他機関への短期間の入所を必要とする障がい児	(区分なし) 障害児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児
生活介護	事業所において (1)食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援 (2)軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供 (3)(1)や(2)を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護を実施	常時介護が必要な障がい者	①障害支援区分が区分3(施設入所支援を利用する場合は区分4)以上である者 ②年齢が50歳以上で、障害支援区分が区分2(施設へ入所する場合は区分3)以上である者
療養介護	医療機関において 病院等への入院による医学的管理の下、介護及び日常生活上の世話。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者	(1)ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っており、障害支援区分が区分6の者 (2)筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者
施設入所支援	日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排泄又は食事の介助等を提供することを目的とし、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施	夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者	①生活介護利用者のうち、障害支援区分が区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上) ②自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、居宅から当該サービスが提供される施設等へ通所することが困難である者 ③就労継続支援B型や生活介護との組み合わせを希望する者で、区分が満たない場合に相談支援事業所によるサービス等利

			用計画を作成した上で、利用の組み合わせが必要な場合に村の判断で認めた者
--	--	--	-------------------------------------

○表1 認定調査項目のうち行動関連項目

行動関連項目	0点			1点	2点
コミュニケーション	日常生活に支障がない			・特定の者であればコミュニケーションできる ・会話以外の方法でコミュニケーションできる	・独自の方法でコミュニケーションできる ・コミュニケーションできない
説明の理解	理解できる			理解できない	理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	支援不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
異食行動	支援不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止	支援不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不安定な行動	支援不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自らを傷つける行為	支援不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
他人を傷つける行為	支援不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不適切な行為	支援不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
突発的な行動	支援不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
過食・反すう等	支援不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要

てんかん	年に1回以上	月1回以上	週1回以上
------	--------	-------	-------

同行援護アセスメント票

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することが出来ることとする。

アセスメント票

No	調査項目		0点	1点		2点		特記事項	備考
1	視力障害	視力 (6-1)	普通 (日常生活に支障がない)	約1mはなれた視力確認表の図が見える	目の前に置いた視力確認表の図が見える。	ほとんど見えない	見ているのか判断不能		矯正視力による測定とすること
2	視野障害	視野	ない 又は右記以外	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上 (身体障害者手帳3級に相当)		両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上 (身体障害者手帳2級に相当)		視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障がいがある場合に評価する	
3	夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	ない 又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある				視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること 必要に応じて医師意見書を添付	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること
4	移動障害	盲人安全つえ (又は盲導犬) の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる		できない		夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとす	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩

						る	行 でき る」と 判断す ること
--	--	--	--	--	--	---	------------------------------

【留意事項】

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。

(2) 支給決定期間

介護給付費及び地域相談支援給付費の支給決定に係る各障がい福祉サービス毎の支給決定期間を下記に定める範囲内で設定する。

サービスの種類	利用期間 (最短～最長)
居宅介護 ○身体介護中心	1 か月～1 年 (更新可能)
居宅介護 ○通院介助 (身体介護有)	
居宅介護 ○家事援助中心	1 か月～1 年 (更新可能)
居宅介護 ○通院介助 (身体介護無)	
居宅介護 ○通院等乗降介助	1 か月～1 年 (更新可能)
重度訪問介護	1 か月～1 年 (更新可能)
同行援護	1 か月～1 年 (更新可能)
行動援護	1 か月～1 年 (更新可能)
重度障害者等包括支援	1 か月～1 年 (更新可能)
短期入所	1 か月～1 年 (更新可能)
生活介護	1 か月～3 年 (更新可能)
療養介護	1 か月～3 年 (更新可能)
施設入所支援	1 か月～3 年 (更新可能)
地域移行支援	1 か月～6 か月
地域定着支援	1 か月～12 か月

--	--

(3) 支給量の算定基準（訪問系）

介護給付費（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・同行援護）の支給決定にかかる支給量の算定基準は次のとおりとする。

①居宅介護

（単位：単位／月）

区分 要件等	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	介護保険給付対象者（*1）	障がい児
重度障害者等包括支援該当者						74,310	45,510	
家事援助中心型 身体介護中心型	3,100	4,010	5,890	11,070	17,730	25,500		9,950
生活介護等利用者（*2）						22,450		
通院等介助 通院等乗降介助 （共同生活援助利用者*3に限る）	2,450							
重度訪問介護と同程度の支援度合の者 （共同生活援助利用者*3に限る）				7,820	10,000	13,760		
同行援護と同程度の支援度合の者 （共同生活援助利用者*3に限る）				3,550				
行動援護と同程度の支援度合の者 （共同生活援助利用者*3に限る）				6,140	8,370	12,150		
身体介護中心型を利用する者 （共同生活援助利用者*3に限る）				3,750	5,940	9,690		
上記以外の方	6,410	7,270	9,190	14,320	20,980	28,800	区分5：1,100 区分6：1,810	13,270

②重度訪問介護

（単位：単位／月）

区分 要件等	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	介護保険給付対象者（*1）	障がい児
重度障害者等包括支援該当者						74,310	45,510	

生活介護等利用者(*2)			12,560	16,240	20,810	28,730	区分6及び区分5の対象者：17,610	
共同生活援助利用者(*3)				8,660	11,120	17,600	4,260	
上記以外の者			23,110	28,940	36,270	62,050	区分3：13,920 区分4：14,620 区分5：15,290 区分6：22,910	

③行動援護

(単位：単位/月)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	介護保険給付対象者(*1)	障がい児
要件等								
重度障害者等包括支援該当者						74,310	45,510	
生活介護等利用者(*2)			11,960	15,580	19,780	23,840		19,950
共同生活援助利用者(*3)			2,590					2,530
上記以外の者			15,680	21,130	28,100	36,520		19,950

④重度障害者等包括支援

単位：単位/月)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	介護保険給付対象者(*1)	障がい児
要件等								
重度障害者等包括支援該当者						96,480	67,680	

⑤同行援護

(単位：単位/月)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	介護保険給付対象者(*1)	障がい児
要件等								
重度障害者等包括支援該当者						74,310	45,510	
共同生活援助利用者(*3)			3,800					3,640
上記以外の者			13,870					13,270

*1：「介護保険給付対象者」とは、65歳以上の者又は介護保険法第7条第3項第2号に掲げる事項に該当する者。

*2：「生活介護等利用者」とは、生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（それぞれ通所による支援に限る。）を利用して
いる者。

* 3 : 「共同生活援助利用者」とは、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 の規定により、居宅介護等を利用する者。

(4) 支給量の算定基準（日中活動系・施設系）

介護給付費（短期入所・生活介護・療養介護・施設入所支援）の支給決定にかかる支給量の算定基準は次のとおりとする。

- ア 短期入所：14（日/月）
- イ 生活介護：当該月から 8 日を控除した日数
- ウ 療養介護：対象者要件を満たす期間内
- エ 施設入所支援：定めなし

2 訓練等給付費について

(1) 訓練等給付費の種類とサービス内容等

訓練等給付費の各障害福祉サービスの種類、サービス内容等は下記の通りである。

サービスの種類	サービス内容	対象者
自立訓練 (機能訓練)	障がい者につき、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせて当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。
自立訓練 (生活訓練)	障がい者につき、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせて当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。
自立訓練 (宿泊型自立訓練)	障がい者につき居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	上記自立訓練(生活訓練)対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者。
就労移行支援	就労を希望する障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。	① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な者 ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者 ※65歳以上の利用については、別途要件あり。
就労継続支援 A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者 ※65歳以上の利用については、別途要件あり。
就労継続支援 B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待できる者
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「就労移行支援等」という。)をりようして、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サー	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者(病気や障がいにより通常の事業所を退職し、就労移行支援

	<p>ビス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。</p>	<p>等を利用した後、復職した障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者も含む。）</p>
<p>自立生活援助</p>	<p>居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。</p>	<p>障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用して障がい者又は居宅において単身であるため若しくは同居家族等が障がいや疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者</p>
<p>共同生活援助</p>	<p>障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。</p>	<p>障がい者 身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。</p>

(2) 支給決定期間

訓練等給付費の支給決定に係る各障がい福祉サービス毎の支給決定期間を下記に定める範囲内で設定する。

サービスの種類	利用期間
自立訓練（機能訓練）	1か月～1年毎の更新。最大18か月、頸髄損傷による四肢麻痺の場合は最大36か月
自立訓練（生活訓練）	1か月～1年毎の更新。最大24か月、長期入院者の場合は36か月
就労移行支援	1か月～24か月以内
就労継続支援（A型）	1か月～1年毎に更新（利用期間の制限なし）
就労継続支援（B型）	1か月～1年毎に更新（利用期間の制限なし）
共同生活援助（グループホーム）	1か月～1年毎に更新 サテライト型に関しては原則最大36ヵ月
宿泊型自立訓練	1年毎の更新。最大24か月、長期入院者の場合は36か月

(3) 支給量の算定基準

訓練等給付に係る支給基準を次のとおりとする。

サービスの種類	支給量
自立訓練（機能訓練）	各月の日数から8を引いた日数
自立訓練（生活訓練）	
就労移行支援	
就労継続支援（A型）	
就労継続支援（B型）	
就労定着支援	各月の日数
自立生活援助	各月の日数
共同生活援助（グループホーム）	各月の日数
宿泊型自立訓練	各月の日数

【補足1】訓練等給付の暫定支給決定について

～暫定支給の意義～

- ・当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向確認をするためのもの。
- ・当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うためのもの。

→本人の意思決定支援のために必要

～原則～

就労移行・就労継続A型・自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）を新規で決定する場合は暫定期間を設定する。

～例外（暫定期間を設けない場合）～

例外①（暫定支給の意義より）

- ・（移行よりA型・自立訓練へ移る場合）移行の事業所よりA型・自立訓練が妥当・可能の評価がある場合。

例外②（事務処理要領より）

『暫定支給決定の対象サービスに係る支給申請のあった障害者について、すでに暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市町村が認めるときは、暫定支給決定は行わなくても差し支えないものとする。』

↓

- ・暫定支給決定に替わるアセスメント実施報告書の提出があること。
- ・個別支援計画書の提出があること。
- ・計画相談員より暫定不要の評価があること。
- ・調査員より暫定不要の評価があること。

※ アセスメント実施報告書及び個別支援計画書より、暫定期間は不要でありすぐに本支給を決定しても差し支えないと判断できる内容であること。

※ アセスメント実施報告書及び個別支援計画書は支給決定までに提出があること。

※ 計画相談員及び調査員には役場より確認する。

【補足2】障がい福祉サービス等（自立支援給付費及び地域生活支援に限る）の併給関係支給決定について

障がい福祉サービス等（自立支援給付費及び地域生活支援に限る）の併給関係については、各障がい福祉サービス等の目的等に着目し、下表により取り扱うこととする。

		訪問系						日中活動系及び訓練・就労系										施設・居住支援系			
		自立支援給付 (介護給付費)					地域生活支援	自立支援給付 (介護給付費及び訓練等給付費)										地域生活支援	自立支援給付 (介護給付費及び訓練等給付費)		
		居宅介護	行動援護	同行援護	重度訪問介護	重度障害者等包括支援		移動支援	生活介護	療養介護	短期入所	機能訓練	生活訓練	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	就労定着支援		日中一時支援	施設入所支援	共同生活援助
訪問系	自立支援給付	居宅介護	△	×	×	×	△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	×	◇	△	
		行動援護	△		×	×	×	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	
		同行援護	△	×		×	×	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	
		重度訪問介護	×	×	×		×	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◇	△	
		重度障害者等包括支援	×	×	×	×		×	◇	×	◇	×	×	×	×	×	×	△	×	◇	×
	地活	移動支援	△	×	×	×	×	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	×	○	○	
日中活動系及び訓練・就労系	自立支援給付	生活介護	△	△	△	△	×	△		×	△	□	□	□	□	□	△	△	○	○	○
		療養介護	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		短期入所	△	△	◇	△	◇	△		×		△	△	△	△	△	△	△	×	◇	○
		機能訓練	△	△	×	△	×	△	△	×	△		□	□	□	□	△	△	○	○	○
		生活訓練	△	△	×	△	×	△	△	×	△	□	□	□	□	×	△	△	○	○	○
		就労移行支援	△	△	×	△	×	△	△	×	△	□	□	□	□	×	△	△	○	○	○
		就労継続A型	△	△	×	△	×	△	△	×	△	□	□	□	□	×	△	△	◇	○	○
		就労継続B型	△	△	×	△	×	△	△	×	△	□	□	□	□	×	△	△	◇	○	○
	種就労定着支援	△	△	△	△	×	△	×	△	△	×	×	×	×	×	×	△	×	△	×	
地活	日中一時支援	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	△	
施設系	自立支援	施設入所支援	×	△	×	△	×	×	×	×	×	○	○	○	◇	◇	×	×	×	×	
		共同生活援助	◇	○	◇	◇	◇	○	◇	×	◇	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×

及び居住支援系	援給付	自立生活援助	△	△	△	△	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	△	×	×	
---------	-----	--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

各事業の支給要件については、総合支援法及び各事業についての定めによることを基本とする。

○ 併用可
□ 同一日利用不可
△ 同一時間帯利用不可（提供予定時間含む）
◇ サービス等利用計画により認められた場合可
× 併用支給不可

3 障害児通所給付費等について

(1) 障害児通所支援の種類とサービス内容等

支援の種類	支援内容	対象児
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行う。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	重度の障がいの状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児。
放課後等デイサービス	学校の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児
保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設において、集団生活への適応のための支援を行う。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設に入所する障がい児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障がい児。

(2) 支給決定期間

障害児通所給付費の支給決定期間を下記のとおり設定する。

サービスの種類	支給決定期間 (最短～最長)
児童発達支援	1か月～1年（更新可能）
居宅訪問型児童発達支援	
放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	

(3) 支給量の算定基準（児童発達支援（居宅訪問型含む）・放課後等デイサービス）

支給決定にかかる支給量の算定基準は、①の方法により算定された日数を基に⑥の算定式を用いて算定した日数を基準とする。ただし、②及び③の加算要件を満たす対象児については、当該加算を①で算定された日数に適用した日数を基に⑥の算定式を用いて算定した日数を基準とする。

ア 5領域 11項目の調査による算定基準（基本部分）の設定

短期入所の単価区分を参考に、基本部分の設定を行う。

調査項目（5領域 11項目）	判断項目
a. 食事	・全介助 ・一部介助
b. 排泄	・全介助 ・一部介助
c. 入浴	・全介助 ・一部介助
d. 移動	・全介助 ・一部介助
e. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動	・ほぼ毎日 ・週1回以上
e-2 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む。）	・ほぼ毎日 ・週1回以上
e-3 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為	・ほぼ毎日 ・週1回以上
e-4 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する	・ほぼ毎日 ・週1回以上
e-5 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる	・ほぼ毎日 ・週1回以上
e-6 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる	・ほぼ毎日 ・週1回以上
e-7 学習障害のため、読み書きが困難	・ほぼ毎日 ・週1回以上

※上記の調査においては、通常の発達において必要とされる介助等は除く。

・「短期入所における障害児に係る厚生労働大臣が定める区分」

区分	判断項目	日/週
区分3	a～dの項目のうち「全介助」が3項目以上、又はeの項目のうち「ほぼ毎日」が1項目以上	3
区分2	a～dの項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上、又はeの項目のうち「週1回以上」が1項目以上	2
区分1	区分3又は区分2に該当しない児童で、a～dの項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上	1

イ 第3の1の(1)の表1「認定調査項目のうち行動関連項目」による加算部分の設定

第3の1の(1)表1「認定調査項目のうち行動関連項目」の調査にて算定した点数を8で除した点数を、①で算定した日数に加算する。（端数切り上げ）

ウ 療育に関する意見書等による加算部分の設定

申請時に提出した給付の対象となるかどうかを確認するための書類等（以下、療育に関する意見書等という。）の内容により、以下の通り加算部分の設定を行う。

・「療育に関する意見書」による加算部分の設定

療育に関する意見書の内容のうち、「療育の必要性」の項目に掲げられる下表左欄（判断項目）の該当する項目について、その項目に対する右欄（倍率）を設定する。

判断項目	倍率

生活全般に療育指導を要する	1.5 倍
随時一応の療育指導を要する	1.3 倍
療育指導の必要性は低い	1.0 倍

・「身体障害者手帳及び療育手帳」による加算部分の設定

身体障害者手帳及び療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄に記載のある種別に応じて、その種別に対する右欄（倍率）を設定する。

※1 手帳所持者については、1.3 倍以上の倍率が必ず設定されるものとする。

※2 知的障害の有無を診断書等の提出により証明する場合、検査結果を療育手帳の取得基準と照合し評価を行う。

判断項目	倍率
第1種	1.5 倍
第2種	1.3 倍
なし	1.0 倍

・「精神障害者保健福祉手帳」による加算部分の設定

精神障害者保健福祉手帳の等級に応じて、その等級に対する右欄（倍率）を設定する。

※手帳所持者については、1.3 倍以上の倍率が必ず設定されるものとする。

判断項目	倍率
1 級	1.5 倍
2 級及び3 級	1.3 倍
なし	1.0 倍

・「特別児童扶養手当証書」による加算部分の設定

特別児童扶養手当の認定等級に応じて、その等級に対する右欄（倍率）を設定する。

※特別児童扶養手当受給対象児については、1.3 倍以上の倍率が必ず設定されるものとする。

判断項目	倍率
1 級	1.5 倍
2 級	1.3 倍
なし	1.0 倍

・「その他の書類」による加算部分の設定

③-1 から③-4 のどれにも当てはまらない書類等をもって、療育の必要性を証明する書類として申請を行う場合は、一律に「1.3 倍」を適用する。

エ 支給量の算定式（支給決定単位 日/月）

①の基本日数に、②及び③の加算を適用し、週当たりの日数を設定する。

(①(基本日数)+②(加算日数))×③(加算倍率)=週当たりの日数

2. 1で算出した週当たりの日数を基に、月4.3週として月当たりの日数を設定する

月当たりの日数×4.3=支給量の算定基準

※4.3週/月の根拠：月30.4日と設定し、7日/週で除する。「 $30.4 \div 7 \doteq 4.3$ 」

※上記の計算式にて算出した日数の端数については、切り上げる。

(例)基本日数：3日、②による加算：4点、③による加算：1.3倍の場合

【 $(3+(4\div 8)) \doteq 4 \times 1.3 = 5.2 \cdots A$ $5.2 \times 4.3 = 22.36 \doteq 23 \cdots B$ 支給量の算定基準：23日】

(4) 支給量の算定基準（保育所等訪問支援）

5日/月（上限）

第4 計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費について

1 支給対象者

障害福祉サービス又は障害児通所支援の申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者

2 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給期間

(1) 支給期間の開始月

ア 新規に計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の対象となる障がい者（児）サービス利用支援を実施する月（サービス等利用計画を作成する月）

イ 既に計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の対象となっている障がい者（児）更新前の支給期間（終期月）の翌月

(2) 支給期間の終期月

利用する障害福祉サービスのうち、最長の有効期間の終期月とする

3 継続サービス利用支援（モニタリング）

(1) 継続サービス利用支援（モニタリング）の期間

継続サービス利用支援（モニタリング）の期間は、相談支援事業者による提案を踏まえ、調査時に聴き取った勘案事項、標準モニタリング期間を勘案し、個別の対象者ごとに定める。

【勘案事項】

障がい者等の心身の状況、障害者等の置かれている環境（地域移行や住環境、生活環境の変化、家庭環境の変化、ライフステージの変化等）、総合的な援助の方針、生活全般の解決す

べき課題、提供されるサービスの目標及び達成時期、提供されるサービスの種類・内容・量、サービスを提供するうえでの留意事項など。

○標準モニタリング期間

(計画相談支援モニタリング標準期間 障害者総合支援法施行規則第6条の16)

(1) 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者	毎月ごと (サービス利用開始から3か月のみ)
(2) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者	毎月ごと
(3) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障がい、疾病等のため、自ら指定福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者	毎月ごと
(4) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者	毎月ごと
(5) 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者(前記(1)～(4)を除く)若しくは地域定着支援を利用する者又は地域移行支援を利用する者	6か月ごと
(6) 療養介護、重度障害者等包括支援又は施設入所支援を利用する者	1年間ごと

(障害児相談支援モニタリング標準期間 児童福祉法施行規則第1条の2の5)

(1) 下記に掲げる者以外の者	3か月ごと
(2) 障害児支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者	毎月ごと
(3) 同居している家族等の障がい、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者等との連絡調整を行うことが困難である者	毎月ごと
(4) 通所給付決定又は通所給付決定の変更により障害児通所支援の種類、内容又は量に著しく変動があった者	毎月ごと (サービス利用開始から3か月のみ)

(2) モニタリング期間に係る開始月と終期月

ア モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月

継続サービス利用支援の開始月については自立支援給付費等の支給決定の有効期間の終期月において継続サービス利用支援を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定。

イ モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の終期月

計画相談支援給付費の支給期間の終期月と同じとする。

第5 地域相談支援給付費について

1 地域相談支援給付費の種類とサービス内容等

サービスの種類	サービス内容	対象者
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住宅の確保その他における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。	以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。 ①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象とする。 ②精神科病院に入院している精神障がい者 ・直近の入院期間が1年以上の者 ・措置入院及び医療保護入院の者 ・その他、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者 ③救護施設、更生施設に入所している障がい者 ④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されている障がい者 ⑤更生保護施設に入所している障がい者、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームに宿泊している障がい者
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。	①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 ②居宅において家族と同居している障がい者であっても当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

2 支給決定期間

(1) 地域移行支援

原則 6 か月

※この期間では十分な成果が得られず、引き続き地域移行支援の利用の必要性が認められる場合には、6 か月間の範囲内で更新できる。それでもなお更新が必要な場合については、サービス等利用計画案にてその理由等を勘案し、Y P S 部会で決定の可否を判断する。

(2) 地域定着支援

原則 1 年

※対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況や緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と認められる場合には、1 年間の範囲内で更新が可能とする。さらなる更新についても必要性が認められる場合には更新可能とする。

第6 地域生活支援事業（移動支援事業・日中一時支援事業）について

1 地域生活支援事業の種類とサービス内容等

(1) 移動支援事業

ア 内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）で屋外での移動が困難な者について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業。サービス提供時間は、8時から21時までの間を原則とする。（夜間帯の支援希望があった場合、その都度担当への確認を要する）

イ 対象者

移動支援事業の対象者は、村内に居住する障害者等。また、事業の支援対象範囲は下記（ア）から（イ）のいずれかの要件に該当する範囲とする。

（ア） 社会生活上必要不可欠な外出

例) 金融機関への外出、公的行事への参加、本人同伴による生活必需品の買物、冠婚葬祭等

（イ） 余暇活動等社会参加のための外出

例) 外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇、講演会等

（ウ） （ア）及び（イ）に掲げるもののほか、読谷村長が特に必要と認めた場合 ※同行援護、行動援護、重度訪問介護又は重度障害者等包括支援の障害福祉サービスの支決定を受けた者は、当該サービスの利用を優先するものとする。

ウ 支給決定期間

1か月～1年毎の更新。障害福祉サービス利用者に関しては、障害福祉サービスと原則サービス終期を合わせるものとする。

エ 支給量の算定基準

移動支援事業にかかる支給量の算定基準を次のとおりとする。

サービスの種類	区分	基本支給量
移動支援事業	身体障がい者	30時間／月以内
	知的障がい者	
	精神障がい者	

	難病者	
	障がい児（難病児）	20 時間／月以内

エ 移動支援事業の対象とならない外出

- (ア) 通学・通勤・就労・営業に伴う外出（通学については、要綱の定めに基づく特例有）
- (イ) ギャンブル・飲酒を伴う外出
- (ウ) 政治的活動や特定の利益を目的とする団体活動
- (エ) 事業者が企図する外出
- (オ) 事業者が提供する場所において、当該事業者が介護・見守り・余暇活動等のサービスを提供することを前提とした外出
- (カ) その他、経済的活動、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上、移動支援事業を適用することが適当でないと認められる外出

(2) 日中一時支援事業

ア 内容

日中一時支援事業は、日中に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する障害者及び同条第 2 項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）を一時的に預かり、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行う事業とする。

イ 対象者

日中一時支援事業の対象者は、村内に居住地を有する障害者等とし、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と読谷村長が認めた者とする。なお、一時的に見守り等の支援が必要な場合については、以下の①～⑥のいずれかに該当する場合とする。

- (ア) 保護者又は介護者の就労支援が必要な場合
- (イ) 保護者、介護者又は家族の一時的な介護負担軽減が必要な場合
- (ウ) 保護者、介護者又は家族の病気、出産、事故等による場合
- (エ) 保護者又は介護者が近親者の冠婚葬祭に参加する場合
- (オ) 保護者又は介護者が公的な行事に参加する場合
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、読谷村長が特に必要と認めた場合

ウ 支給決定期間

1 か月～1 年毎の更新。障害福祉サービス等利用者に関しては、障害福祉サービスと原則サービス終期を合わせることにする。

エ 支給量の算定基準

日中一時支援事業にかかる支給決定基準を次のとおりとする。

サービスの種類	対象者	基本支給量
日中一時支援	身体障がい者	80 時間／月以内
	知的障がい者	
	精神障がい者	
	難病者等	
	障がい児（難病児）	80 時間／月以内

※長期休業期間（夏期休暇、冬期休暇、春期休暇等）について、上記基準を超えて支給量が必要な場合は、上記基準のとおりではない。読谷村支給検討会議にて検討する。

第6 自立支援給付費等の支給決定について

1 支給量の算定基準を超えない支給決定について

支給量の算定基準を超えない申請があった場合（以下、「定型」という。）サービス等利用計画（案）書及び障害児支援利用計画（案）書、又は申請者への聞き取り等により支給量の妥当性を読谷村長が認める場合、支給決定を行うものとする。

2 支給量の算定基準を超える支給決定について

支給量の支給決定基準を超える申請があった場合（以下、「非定型」という。）は、1に掲げる定型の支給決定と同様の手順を踏まえつつ、読谷村支給検討会議³でその背景等を勘案した支給決定の可否を検討し、結果、読谷村長が必要性を認める範囲で非定型の場合の支給決定を行う。また、読谷村長は非定型の支給決定を行うにあたり必要に応じて市町村審査会⁴に意見を聴取できるものとする。

³ 読谷村支給検討会議…必要時に開催する村独自の会議であり、福祉課長、障がい福祉係長、支給決定事務担当者で構成されるもの

⁴ 市町村審査会…「障害支援区分に係る市町村審査会の運営について」（平成 26 年 3 月 3 日付障発 0303 第 2 号）別添「市町村審査会運営要綱」に基づく組織のこと